一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年10月7日	株式会社ディーライン(法人番号8011701005758) 代表者関口重延	福岡営業所	輸送施設の使用停止(108日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和8年2月18日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項) 、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11	11
	東京都江戸川区北葛西5丁目28番21号	福岡県糟屋郡志免町大字志免1650番1					
令和8年10月16日	有限会社田島運送(法人番号6330002006568) 代表者成松伸洋	本社営業所	輸送施設の使用停止(170日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和8年3月19日、労働局からの通報を端緒に監査実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	17	17
	熊本県熊本市南区御幸笛田8丁目8-3	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂780-3					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年10月16日	諸冨運送有限会社(法人番号2290002050203) 代表者高鍋昭子	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、道路運送車両法(以下「車両法」)40条～第43条、第47条	令和8年4月9日、車輪脱輪事故を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)整備不良車両等違反(ホイールボルトの折損等による車輪脱落事故車両)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、車両法第40条～第43条、第47条)	2	2
	福岡県久留米市東合川1-2-15	福岡県久留米市東合川1-2-15					
令和8年10月22日	株式会社隼人圧送(法人番号6340001007442) 代表者徳留憂哉	宮崎支店	輸送施設の使用停止(63日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年5月14日、健康起因による事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
	鹿児島県霧島市隼人町朝日256番地1	宮崎県都城市菓子野町10345-1					
令和8年10月22日	宮崎システム南輸送株式会社(法人番号5350001005859) 代表者松浦一明	本社営業所	輸送施設の使用停止(42日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和8年6月11日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運行指示書の記載事項等義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5	5
	宮崎県児湯郡川南町大字川南4113-3	宮崎県児湯郡川南町大字川南字葛掛原4113-3					